

請 願 審 査 資 料

2年請願第8号

被爆者の支援事業を充実させるための
補助金の増額について

令和2年11月16日

保健福祉局

1 請願事項

令和2年請願第8号

「被爆者の支援事業を充実させるための補助金の増額について」

高齢化した被爆者の介護などの支援事業を充実させるため、補助金を増額すること。

2 福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付状況

福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付要綱に基づき、市内に居住する原爆被害者とその家族の福祉向上を図ることを目的として、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に係る諸手続や医療、健康、生活に関する相談等に取り組んでいる福岡市原爆被害者の会に対し、昭和44年度から補助金を交付し、同会が実施する援護事業を支援している。

(直近5年の交付実績)

年度	補助金額 (円)	交付団体
令和元年度	2,050,000	福岡市原爆被害者の会
平成30年度	2,050,000	福岡市原爆被害者の会
平成29年度	2,050,000	福岡市原爆被害者の会
平成28年度	2,050,000	福岡市原爆被害者の会
平成27年度	2,450,000	福岡市原爆被害者の会

3 請願に対する考え方

原子爆弾による被害者の援護施策としては、これまで、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が施行され、国の負担によって健康診断や医療を受けられる制度が設けられるとともに、昭和43年には、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が施行され、各被爆者の方々の状況に応じて、医療特別手当など各種手当が支給されてきた。

被爆後50年目を迎えた平成6年には、これら2つの法律を一本化する「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)が制定され、被爆者の方々の健康の保持及び福祉の向上が図られている。

この法律の前文では、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する」とあり、原子爆弾の被害者に対する援護施策は、国の責任において行うことが謳われている。

このことから、原子爆弾により被害を受けられた方に対する健康管理や医療、介護などの福祉に係る援護については、今後も国において措置されるべきものであると考える。

本市としては、国の援護施策を補完する形で実施される、原爆被害者とその家族の相互扶助等に関する事業や生活相談等の事業、被爆の実相証言とその継承に関する事業に要する経費について、交付要綱に基づき補助金を交付するものである。

(参考1) 被爆者援護施策の概要

被爆者には、一般の高齢者に対する社会保障給付（公的年金の支給、医療給付、介護保険サービス）に上乗せして、各種手当の支給、医療費無料化等の施策が講じられている。

(厚生労働省及び日本年金機構公表資料を元に作成)

種類	被爆者	(参考) 一般の高齢者
現金給付 (年金, 手当)	手当の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手当 (月額34,970円) ・医療特別手当 (月額142,170円) ・介護手当 (重度: 月額105,560円以内) (中度: 月額70,360円以内) ・家族介護手当 (月額22,320円) 等 	公的年金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金 (月額65,141円^{※2}) ・老齢厚生年金 (月額220,724円^{※3})
医療	医療費無料化 <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の自己負担分を国費で負担 健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断年2回 ・希望者には更に年2回 (うち1回がん検診) 	医療給付 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上は9割給付 (現役並み所得者は7割給付) ・70歳～74歳は8割給付 (現役並み所得者は7割給付) ・69歳以下は7割給付
介護・福祉	介護サービス無料化, 福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の自己負担分を公費で負担^{※1} ・原爆養護ホームへの入所, 被爆者相談事業 	介護保険サービス <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護者に対し, 介護サービス等を提供 ・費用の7割～9割を支給 (要介護度に応じて上限あり)

※1 一部サービスを除く

※2 満額の場合

※3 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額の場合

(参考2) 福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市原爆被害者等援護事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原爆被害者とその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる団体(以下、「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。なお、補助対象団体は公募により募集する。

- (1) 原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体であること。
- (2) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 原爆被害者並びにその家族の相互扶助、親睦、福利厚生に関すること
- (2) 原爆被害者並びにその家族の医療、健康、法規等の相談に関すること
- (3) 原爆被害者並びにその家族の生活実態調査及び生活相談に関すること
- (4) 被爆の実相証言とその継承に関すること

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、7/10の補助率により算出された額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)及びこれに必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助対象団体は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

(補助金の変更交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第5号)及びこれに必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書(様式第6号)により調査確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体に補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、事業完了後に補助対象団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)

第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 団体構成員のうち、前号に該当する者

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象団体が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象団体に対し、役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の取り消し及び返還)

第15条 市長は、補助対象団体が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(関係書類の整備)

第16条 補助対象団体は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、令和3年(平成33年)3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

経費区分		内 容 等
直接経費	賃金	研修会，講習会等の開催及び実態調査等に係る人件費（臨時職員を含む） ※これに要する共済費も含む。
	報償費	研修会，講習会等の講師謝礼金，相談員に対する謝礼に係る経費
	旅費	講師，相談員等に係る旅費，会議等の出席に要する旅費及び交通費
	需用費	広報活動等のための印刷に要する経費，備品に至らない程度の物品の購入費
	役務費	郵便料，電話料等の通信経費
	使用料及び借損料	研修会等の会場借上料及び附属施設設備使用料
	負担金	補助事業を行うために必要な講習会等の出席に要する参加費
間接経費	人件費	補助事業を行うにあたり，必要不可欠な人件費，社会保険及び交通費
	その他	特に市長が対象経費と認めるもの。 ※ただし，交際費，食糧費，財産及び備品購入費，光熱水費，福利厚生費は除く。